

江東区監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第18条の規定に基づき、令和6年度第2回定期財務監査の結果に対し、江東区長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

なお、佐竹委員は、就任前のため、本監査には関与していない。

令和7年3月17日

江東区監査委員	松 土 英 男
同	佐 竹 としこ
同	やしきだ 綾香
同	河 野 清 史

1 指摘事項

福祉部介護保険課では、令和5年7月24日に契約締結した卓上紙折り機（見積金額152,900円）を、消耗品費より購入していた。物品名鑑によると、その区分として「備品」は「本体価格のほか付随費用（設置費等）および消費税を含んだ購入予定価格が50,000円以上のもの」とされており、今回購入した卓上紙折り機は「備品」に分類されるため、備品購入費より購入することが正当である。

しかし、同支出科目である介護認定審査会運営事業において、備品購入費の予算科目は設置されていないため、単なる執行科目の誤りではなく、予算には計上されていない不適切な執行であった。予算計上していない場合には、新たに予算科目（節）を設定したうえで予算流用の処理が必要であり、この予算の流用については江東区予算事務規則第21条に定められているが、これに基づく手続きを適切に行っていなかった。加えて、備品購入後に必要な備品登録の処理も行われていなかった。

同課におかれては、今後このような不適正な事務の執行が繰り返されることのないよう、確実な再発防止策を講じられたい。

2 措置事項

本件指摘事項が発生した原因は、まず職員が物品名鑑に定められた備品の定義を誤認し、購入物を消耗品と認識していたことにある。そのため新たな予算科目の設定や購入後の備品登録、それらに先立つ予算流用の処理がなされなかった。また、購入における課の決裁過程によるチェックも不十分であった。なお当該購入物については、本件指摘後速やかに備品登録処理を実施した。

今後このような不適正な事務執行を繰り返さぬよう、以下の再発防止策を講じる。購入予定価格が50,000円以上の備品が必要な場合、予算計上し、適正に会計処理が行われるよう課内でのOJTを徹底する。また、計画的に会計・契約研修や予算研修を職員に受講させる。また、職員が過去の経験や思い込みにとらわれることがないように、新規の物品購入を行う際には常に最新の事務執行マニュアルを確認するとともに、係内で事務担当者、予算担当者など複数の職員によるチェックを行うよう徹底する。さらに、決裁におけるチェック体制を十分なものとするために、物品を新たに購入する際は、所管係長が必ず課長、課庶務担当係長に事前に相談し、予算科目や処理方法について確認を行い、必要に応じて関係部署に照会するなどして、再発防止に取り組む。